

(仮称) 富士川町立統合中学校建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

(仮称) 富士川町立統合中学校の仮校舎となる増穂中学校は、昭和46年に建設され、築50年以上が経過し老朽化が著しくなっている。また、令和4年11月に「新たな中学校の方針」を策定し、その中で生徒の安全及び現在の教育内容にあった教育環境を確保するため、校舎の建て替え及び敷地内施設の整備を行うこととした。

このことから、(仮称) 富士川町立統合中学校の施設の基本・実施設計の委託先は公募型プロポーザル方式により選定するため、本実施要領において必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 富士川町立統合中学校建設工事設計業務委託

(2) 業務内容

- ① 校舎建設工事における基本設計及び実施設計業務
主要構造：鉄筋コンクリート造を基本とし、混構造も可とする。
延べ面積：5,000㎡程度
- ② 外構工事、グラウンド整備（防球ネット新設を含む）の設計業務
（駐車場50台程度）
- ③ 積算業務
- ④ 建築確認申請等関係法令に基づく各種申請業務（申請手数料別途）
- ⑤ その他業務
 - ・ 教育委員会や学校関係者等との協議、検討会議等
 - ・ 概算工事工程表の作成
 - ・ コスト縮減の検討
 - ・ 設計VEへの対応
 - ・ 補助金等に関する必要書類の作成
 - ・ 各種打合せ記録簿作成
 - ・ 各種説明会等説明資料作成及び支援
 - ・ 完成予想図及び模型の作成
 - ・ その他、本業務に必要な事項（町と協議のうえ決定）
 - ・ アスベスト調査、地質調査、用地測量は別途とする

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(4) 業務規模

135,861,000円を限度とする

(5) 建設地

山梨県南巨摩郡富士川町天神中條991番地1

(6) 概算工事費

約2,000,000,000円(税込)

3 事務局

(1) 名称

富士川町教育委員会 教育総務課 中学校統合準備室

(2) 住所

〒400-0592

山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134番地 富士川町役場3階

(3) 電話番号

0556-22-7200

(4) ファックス番号

0556-22-5392

(5) メールアドレス

kyouiku@town.fujikawa.lg.jp

4 公募型プロポーザルの参加資格要件

(1) 共通事項

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす単体事業者又は単体企業同士で構成される自主結成の特定設計業務共同企業体（以下「JV」という。）とする。

JVの場合、代表となるものを「代表構成員」、その他を「構成員」という。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 「令和5・6年度富士川町入札参加資格名簿」に登録されている者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ プロポーザル公告日から委託契約の締結日までに、国または地方公共団体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ

ていないこと。

- ⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑩ 国税、都道府県税、市町村民税を滞納していないこと。
- ⑪ JV の場合は、出資比率は、代表構成員になる者は最大とする。

(2) 単体事業者

- ① 単独で 1 者とする。
- ② 本プロポーザル公告日時点において、一級建築士が 4 名以上所属している者。
- ③ 元請けとし平成 20 年 4 月 1 日以降に完成引渡し済の設計業務で、次の実績を有する者であること。なお、業務実績として記載することができる発注機関は、国、都道府県、市町村に限る。

- ・用途

国土交通省告示第 98 号 別添二、建築物の類型 四、六、七、八、十、十一、十二の新築、増築または改築

- ・規模

一棟の延べ面積が 2,500 m²以上（増築の場合は増築した部分の面積、改築の場合は改築した部分の面積をいう）のもの

(3) 代表構成員

- ① 単独で 1 者とする。
- ② 本プロポーザル公告日時点において、一級建築士が 3 名以上所属している者。
- ③ 元請けとし平成 20 年 4 月 1 日以降に完成引渡し済の設計業務で、次の実績を有する者であること。なお、業務実績として記載することができる発注機関は、国、都道府県、市町村に限る。

- ・用途

国土交通省告示第 98 号 別添二、建築物の類型 四、六、七、八、十、十一、十二の新築、増築または改築

- ・規模

一棟の延べ面積が 2,500 m²以上（増築の場合は増築した部分の面積、改築の場合は改築した部分の面積をいう）のもの

(4) 構成員

- ① 単独で1者であること。
- ② 本プロポーザル公告日時点において、一級建築士が2名以上所属している者。

5 業務実施上の条件

(1) 配置予定担当技術者

- ① 管理技術者は代表構成員に所属する者とし、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置すること。
- ② 意匠担当主任技術者は企業体に所属する者を配置すること。
- ③ 管理技術者および意匠担当主任技術者は、所属する事務所と恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者とし、所属が確認できる被保険者証の写しを添付すること。
- ④ 構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者及び積算担当主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- ⑤ 管理技術者及び各担当主任技術者については、保有資格を証明する資格者証の写しを添付すること。
- ⑥ 本業務にあたる管理技術者及び各担当主任技術者は、原則として提出書類(様式5)に記入された者とし、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き変更をすることはできない。
- ⑦ 各担当主任技術者は、他の担当主任技術者を兼任していないこと。

(2) 業務の再委託

- ① 構造担当、電気設備担当、機械設備担当、及び積算担当の主任技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等(以下「協力事務所」という)の技術者を配置することができる。
- ② 協力事務所となる者は、「4公募型プロポーザルの参加資格要件(1)共通事項」(①、②を除く)を満たしていること。

6 募集要項等の配布

富士川町ホームページ (<https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp>) からダウンロードすること。

7 現地見学の実施

(1) 日時

1回目：令和5年6月27日(火)

2回目：令和5年7月19日(水)

(2) 場所

増穂中学校

(3) 申込

電子メールとする（期限必着）

- ・メールアドレス：kyouiku@town.fujikawa.lg.jp
- ・件名を「【申込】増穂中学校見学会（事業者名）」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。
- ・本文に事業者名、参加者氏名、見学会当日に連絡が取れる連絡先を記載すること。
- ・申込を受け付けたうえで、学校行事等を考慮し、見学時間を設定する。

(4) 申込期限

1回目：令和5年6月19日（月）～6月23日（金）正午まで

2回目：令和5年7月7日（金）～7月13日（木）正午まで

(5) その他

- ① 申込人数は2名以内とする。
- ② 現地見学の際に質疑は受け付けない。
- ③ 駐車場が狭いため、車での来校は1者につき1台とする。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年6月19日（月）～6月29日（木）正午まで

(2) 提出方法

- ・電子メールとする（期限必着）
- ・電子メールの容量が10メガバイト以上の場合、受信できない可能性があるため、複数回に分けて電子メールを送ること。

(3) 提出先

- ・メールアドレス：kyouiku@town.fujikawa.lg.jp
- ・件名を「【提出】参加表明書（事業者名）」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(4) 提出書類

別紙「（仮称）富士川町立統合中学校建設工事設計業務委託に係るプロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」参照

9 技術提案書等の提出

参加表明書等により第一次審査を行う。

第一次審査により選定され、技術提案書の提出要請があった者は、技術提案書を提出

すること。

ただし、本プロポーザルは、設計方針等について提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果の一部の作成や提出を求める設計競技（設計コンペ）とは異なり、設計内容については、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、本プロポーザルにおいて選定された者と発注者により協議の上決定する。

(1) 提出期限

令和5年7月7日（金）～7月31日（月）正午まで

(2) 提出方法

- ・電子メールとする（期限必着）
- ・電子メールの容量が10メガバイト以上の場合は、受信できない可能性があるため、複数回に分けて電子メールを送ること。

(3) 提出先

- ・メールアドレス：kyouiku@town.fujikawa.lg.jp
- ・件名を「【提出】技術提案書（事業者名）」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(4) 提出書類

別紙「（仮称）富士川町立統合中学校建設工事設計業務委託に係るプロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」参照

10 質問書の受付及び回答

プロポーザル実施に関して質問がある場合は、質問書（様式9）に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

参加表明書等及び技術提案書に係る質問

令和5年6月19日（月）から6月28日（水）正午まで

(2) 提出方法

- ・電子メールとする（期限必着）

(3) 提出先

- ・メールアドレス：kyouiku@town.fujikawa.lg.jp
- ・件名を「【提出】質問書（業者名）」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問への回答は、メールにて対象者全員に全ての質問・回答を送信し、個別には回答しない。

11 審査

審査は、（仮称）富士川町立統合中学校建設工事設計業務プロポーザル審査委員会が評価基準に基づき行う。

第一次審査は書類審査とし、技術提案書の提出を求める者を3者程度選定する。

第二次審査は、技術提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査する。

(1) 第一次審査（書類審査）

①令和5年7月6日（木）

②評価基準

評価項目	評価基準		配点
単体事業者及び 代表構成員の評価	同種または類似施設の設計業務実績		20
	省エネ性能の向上に係る設計業務実績		15
	設計業務に係る受賞実績		5
管理技術者の評価	一級建築士の経験年数		10
	業務実績		10
配置予定技術者の評価	各担当主任 技術者の資 格・経験年 数	意匠	10
		構造	10
		電気	10
		機械	10
合計			100

(2) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

① 日時・場所

令和5年8月9日（水）（詳細な時間、場所は別途通知する）

② 出席者

配置予定の管理技術者及び主任技術者とし、パソコンを操作する者を含め、合計3人以内

③ プレゼンテーション及びヒアリング時間

プレゼンテーション 30分

質疑応答 10分

④評価基準

評価項目	評価基準	配点
プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション及びヒアリングについて評価	20

技術提案書	各テーマの 的確性 独創性 実現性 を評価	テーマ ア	25
		テーマ イ	25
		テーマ ウ	20
		テーマ エ	20
		テーマ オ	20
見積書	見積書の価格を評価		20
合計			150

⑤ その他

- ・提出した技術提案書以外の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションは、配置予定の管理技術者が中心となって行うこと。
- ・パソコン、プロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う場合、映し出す内容は提出してある技術提案書の内容及びこれを補足するための資料に限る。
- ・プロジェクターは事務局で用意する。
- ・パソコンを使用する場合、プロジェクターとの接続ケーブル（HDMI）、パソコン用電源ケーブル等は各自で用意すること。

(3) 候補者の選定方法

- ① 審査の得点が最も高い者を、受託候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、審査委員会において同点者を再評価し、評価が高い者を受託候補者として選定する。
- ③ ②による順位付けができない場合は、委員長の採点結果により順位付けを行う。

(4) 審査結果

候補者選定後、提案者全員に結果を通知する。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した者
- ② 募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者
- ③ 提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為を行った者
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った者

12 契約手続

- (1) 受託候補者と富士川町の間で、協議が調ったうえで委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者は、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞

退届を提出すること（様式任意）。

なお、この場合には次順位者を候補者とする。

13 その他

- (1) 技術提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届けるものとする（様式任意）。
- (3) 町から指示があった場合を除き、提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
また、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 様式5「担当技術者の実績等調書」に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。
- (6) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において、提案内容に沿った設計を必ず実施するものではない。